

群馬県山村振興基本方針 (案)

平成 27 年 ○月

群 馬 県

目 次

I	策定の趣旨	1
II	地域の概況	2
	1. 振興山村の概要	2
	2. 自然的条件	3
	3. 社会的及び経済的条件	4
III	現状と課題	8
	1. 山村振興対策の実施状況と評価	8
	2. 山村振興の現状と今後の課題	9
IV	振興山村の価値と役割	10
V	振興の基本方針及び基本目標	11
	1. 振興の基本方針	11
	2. 基本目標	11
VI	分野別振興施策	13
	(1) 交通施策に関する基本的事項	13
	(2) 情報通信施策に関する基本的事項	13
	(3) 産業基盤施策に関する基本的事項	13
	(4) 経営近代化施策に関する基本的事項	14
	(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	17
	(6) 文教施策に関する基本的事項	17
	(7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項	18
	(8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項	19
	(9) 集落整備施策に関する基本的事項	20
	(10) 国土保全施策に関する基本的事項	20
	(11) 交流施策に関する基本的事項	21
	(12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項	21
	(13) 担い手施策に関する基本的事項	22
	(14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	23
	(15) その他施策	23
VII	他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	24
	資料編	25

山村振興基本方針書

都道府県名	群馬県
作成年度	平成27年度

I 策定の趣旨

昭和40年の山村振興法（昭和40年法律第64号）制定以来、交通・通信、産業基盤、生活環境基盤、国土保全といった山村振興対策が実施され、山村における産業基盤や生活環境の整備は着実に成果を挙げてきているものの、人口の減少や高齢化には歯止めが掛からず、このままでは、国土保全や水源のかん養といった山村の有する多面的な機能の発揮に支障を来すのみならず、山村地域の持続可能性が危ぶまれる状況となっています。

このような山村の現状を踏まえ、平成27年4月1日に山村振興法の一部を改正する法律が施行され、山村振興の基本理念が新たに規定されたほか、山村振興の目的規定として「山村の自立的発展の促進」と「山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止」が追加されました。また、山村振興の目標として「地域の特性を生かした農林水産物の加工・販売」「地域資源の活用による特産物の生産の育成」「再生可能エネルギーの利用推進」「木材利用の促進」「山村振興に寄与する人材の育成・確保」が追加されました。

山村振興基本方針は、こうした山村振興法の基本理念や目的を実現するため、山村振興法第7条の2の規定に基づき本県が取り組むべき山村振興対策の大綱として定めるものであり、市町村が具体的な実施計画となる山村振興計画を策定する際の指針となるものです。

II 地域の概況

1. 振興山村の概要

振興山村は、山村振興法に基づき、要件（林野率 75%以上、人口密度 1.16 人／町歩未満〔昭和 35 年林業センサス〕等）を満たしている山村（旧市町村単位〔昭和 25 年 2 月 1 日時点〕）から、都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定することとされています。

本県については、平成 27 年 4 月 1 日現在、次の 19 市町村（7 市 6 町 6 村）が振興山村として指定されています。

本県の振興山村指定状況一覧

	現市町村名	合併前市町村名	旧市町村名（指定地域）	指定番号	指定年度
1	高崎市	倉渕村	烏淵村	第 212 号	S42
2	桐生市	桐生市	梅田村、飛駒村	第 748 号	S45
		黒保根村 ○	黒保根村	第 535 号	S44
3	沼田市	沼田市	池田村	第 749 号	S45
		利根村 ○	利根郡東村、赤城根村	第 750 号	S45
4	渋川市	小野上村 ○	小野上村	第 1,181 号	S47
5	藤岡市	藤岡市	日野村	第 997 号	S46
		鬼石町	三波川村	第 105 号	S41
6	安中市	松井田町	坂本町、細野村	第 999 号	S46
7	みどり市	勢多郡東村 ○	勢多郡東村	第 104 号	S41
		大間々町	福岡村	第 1,002 号	S46
8	上野村 ○		上野村	第 25 号	S40
9	神流町 ○	万場町 ○	万場町	第 359 号	S43
		中里村 ○	中里村	第 998 号	S46
10	下仁田町		小坂村、西牧村	第 536 号	S44
11	南牧村		月形村、尾沢村	第 213 号	S42
12	中之条町	中之条町	沢田村	第 533 号	S44
		六合村 ○	六合村	第 103 号	S41
13	長野原町 ○		長野原町	第 1,000 号	S46
14	嬭恋村 ○		嬭恋村	第 1,001 号	S46
15	高山村 ○		高山村	第 211 号	S42
16	東吾妻町	吾妻郡東村 ○	吾妻郡東村	第 357 号	S43
		吾妻町	岩島村、坂上村	第 23 号	S40
17	片品村 ○		片品村	第 358 号	S43
18	川場村 ○		川場村	第 534 号	S44
19	みなかみ町	水上町 ○	水上町	第 24 号	S40
		新治村 ○	新治村	第 751 号	S45

（注）市町村名欄末尾の○は全部山村（市町村全域が振興山村指定）であることを示す。

本県の振興山村の概要

区 分	全 県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	35	19	54.3%
面積	636,316ha	380,083ha	59.7%
人口	2,008,068人	89,002人	4.4%
若年者比率(15～29歳)	14.5%	11.1%	—
高齢者比率(65歳以上)	23.4%	34.2%	—

(注) 市町村数は、平成27年4月1日現在。面積は、世界農林業センサス(2010)。

人口は、国勢調査(H22)。

2. 自然的条件

ア 地理、地勢

本県は、本州のほぼ中央に位置し、東を栃木県、北西を長野県、南を埼玉県、北東を福島県及び新潟県に接しており、その地形は、空に舞う鶴の姿に似ており、首は南東に向かい、尾は北西に広がっています。

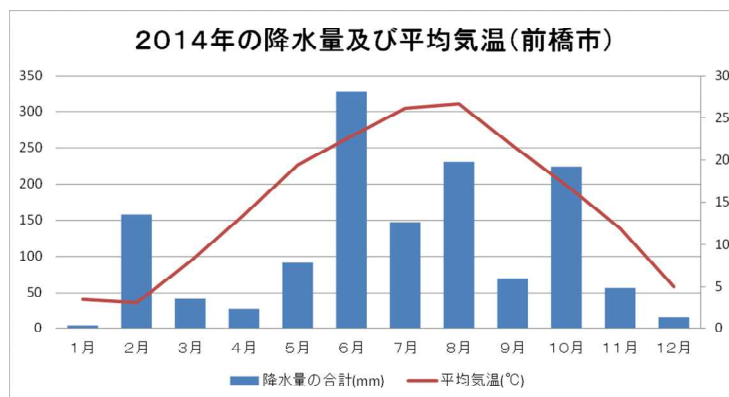
県土の約3分の2が丘陵山岳地帯であり、東には足尾山地、北西部には2,000m級の三国山脈、南西部には関東山地を擁し、これらの山岳地帯を源にして南下する利根川とその支流の流域が形成する関東平野の西北端に位置する内陸県です。

本県の総面積は636,316haであり、県土に占める林野面積は405,899haで林野率は63.8%と関東地方においては、最も高い森林面積及び林野率となっています。(2010年世界農林業センサス)

なお、本県の振興山村は、主に県の周辺部に位置しており、県土総面積の約60%を占め、その約84%が森林におおわれ、起伏の大きい急峻な地形を形成しています。

イ 気候

本県の気候は、全般的には大部分が太平洋型の内陸的な気候に属し、冬季は「からっ風」と呼ばれる乾燥した季節風が吹き、夏季は雷が多く発生します。北部地域においては、多量の降雪が見られる日本海型の気候となっています。降雪の少ない他の地域においても、冬季における気象は厳しく、農作物等に降雪等の被害がしばしば見られます。



気象庁過去の気象データより作成

3. 社会的及び経済的条件

ア 人口の動向

本県の人口は、昭和 35 年の 1,578,476 人より増加傾向となり、昭和 60 年には 1,921,259 人、平成 7 年には 2,003,540 人となり、初めて 200 万人を超えました。平成 22 年には昭和 35 年と比較して 27.2%増加し 2,008,068 人となったものの、平成 12 年と比較して 0.8%の減少となりました。

振興山村では、昭和 35 年に 170,714 人、平成 7 年には 111,163 人、平成 12 年には 106,063 人、平成 22 年には 89,002 人と県全体の動向とは対照的に一貫して減少傾向にあり、昭和 35 年と比較して 47.9%の減少となっています。

一方で、振興山村の高齢化率は平成 22 年には 34.2%と昭和 35 年の 7.0%に比べ大幅に増加しており、平成 22 年の 3 階級別人口構成をみると、15 歳未満が 9,165 人 (10.3%)、15 歳～64 歳が 49,303 人 (55.4%)、65 歳以上が 30,478 人 (34.2%) となっています。これを昭和 35 年と比較してみると、15 歳未満が 84.9%の減少、15 歳～64 歳が 49.6%の減少、65 歳以上が 153.9%の増加となっています。

【資料編：表－1 振興山村市町村の人口動向】

年齢階層別人口の動向

単位：人

区 分	昭和35年		昭和45年		昭和55年		平成2年		平成12年		平成17年		平成22年		H22/S35 人口増減率	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比		
振興山村	0～14歳	60,789	35.6%	37,382	26.8%	26,573	20.9%	20,198	17.4%	14,362	13.5%	11,598	11.7%	9,165	10.3%	-84.9%
	15～64歳	97,919	57.4%	88,019	63.2%	83,800	65.8%	73,866	63.6%	62,118	58.6%	56,088	56.8%	49,303	55.4%	-49.6%
	15～29歳	35,508	20.8%	28,394	20.4%	24,135	18.9%	18,071	15.6%	15,454	14.6%	12,795	13.0%	9,850	11.1%	-72.3%
	65歳～	12,006	7.0%	13,903	10.0%	17,008	13.4%	21,999	19.0%	29,580	27.9%	31,078	31.5%	30,478	34.2%	153.9%
	計	170,714	100.0%	139,304	100.0%	127,381	100.0%	116,063	100.0%	106,063	100.0%	98,765	100.0%	89,002	100.0%	-47.9%
全 県	0～14歳	500,151	31.7%	397,032	23.9%	441,548	23.9%	368,080	18.7%	306,895	15.2%	291,981	14.4%	275,225	13.7%	-45.0%
	15～64歳	981,555	62.2%	1,131,078	68.2%	1,222,826	66.2%	1,340,557	68.2%	1,346,441	66.5%	1,314,167	64.9%	1,251,608	62.3%	27.5%
	15～29歳	392,602	24.9%	443,508	26.7%	370,650	20.1%	399,359	20.3%	386,591	19.1%	332,100	16.4%	290,994	14.5%	-25.9%
	65歳～	96,770	6.1%	130,799	7.9%	184,115	10.0%	256,367	13.0%	367,117	18.1%	416,876	20.6%	470,520	23.4%	386.2%
	計	1,578,476	100.0%	1,658,909	100.0%	1,848,562	100.0%	1,966,265	100.0%	2,024,852	100.0%	2,023,996	100.0%	2,008,068	100.0%	27.2%

資料：国勢調査(H12、H17、H22)、振興山村基礎調査(山村カード[S55、H2])

注)年齢不詳者がいるため、各階層の人口の和は計と必ずしも一致しない。

イ 産業構造の動向

振興山村の産業別就業者数の割合で見ると、昭和35年には第一次産業従事者の割合が振興山村全体のうち58.4%を占めていましたが、平成22年には17.6%となり大幅に減少しています。一方で、第三次産業従事者の割合は昭和35年には22.6%でしたが、平成22年には58.2%と第一次産業従事者とは対照的に大幅に増加しています。また、振興山村全体の就業人口は、昭和35年には78,303人でしたが、平成22年には43,978人となり、43.8%の減少となっています。

振興山村の産業別生産額の構成比の推移と本県全体の産業別生産額の構成比の推移を比較して見ると、振興山村においては、第一次産業の割合が高い一方で、第二次産業の割合は低くなっています。また、昭和35年には第一次産業の割合が37.1%と最も高かったものの、平成22年には8.1%となり、大幅に減少しています。一方で、第三次産業の割合は、昭和35年には37.0%でしたが、平成22年には81.5%となり、第三次産業の生産額が最も高くなっています。

なお、平成24年における全部振興山村の一人当たり市町村民所得は、218万円であり、県平均(295万円)の約7割に留まっています。(平成24年度市町村民経済計算)

産業別就業者数の動向

単位：人

区分	昭和35年		昭和45年		昭和55年		平成2年		平成12年		平成17年		平成22年		H22/S35 人口増減率	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比		
振興山村	第1次産業	45,745	58.4%	36,292	48.8%	20,748	30.3%	14,335	22.8%	10,285	18.6%	9,545	19.0%	7,739	17.6%	-83.1%
	第2次産業	14,858	19.0%	16,624	22.3%	21,254	31.0%	19,790	31.5%	15,874	28.8%	12,344	24.6%	10,209	23.2%	-31.3%
	第3次産業	17,700	22.6%	21,474	28.9%	26,486	38.7%	28,677	45.7%	29,012	52.6%	28,265	56.2%	25,601	58.2%	44.6%
	計	78,303	100.0%	74,390	100.0%	68,488	100.0%	62,802	100.0%	55,207	100.0%	50,268	100.0%	43,978	100.0%	-43.8%
全県	第1次産業	326,769	43.0%	242,580	27.2%	148,458	16.5%	99,167	9.8%	71,815	6.9%	66,322	6.6%	51,801	5.5%	-84.1%
	第2次産業	202,050	26.6%	314,234	35.3%	344,283	38.3%	406,254	40.0%	378,958	36.6%	327,676	32.6%	297,640	31.8%	47.3%
	第3次産業	230,412	30.3%	333,465	37.5%	407,332	45.3%	509,546	50.2%	584,534	56.5%	612,149	60.8%	585,636	62.6%	154.2%
	計	759,231	100.0%	890,279	100.0%	900,073	100.0%	1,014,967	100.0%	1,035,307	100.0%	1,006,147	100.0%	935,077	100.0%	23.2%

資料：国勢調査(H12、H17、H22)、振興山村基礎調査(山村カード[S55、H2])

注) 振興山村の計には分類不能の産業も含むため、各産業の人口の和は計と必ずしも一致しない。

産業別生産額の動向

単位：百万円

区分	昭和35年		昭和45年		昭和55年		平成2年		平成12年		平成17年		平成22年		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
振興山村	第1次産業	3,897	37.1%	9,636	27.7%	22,767	20.5%	23,389	13.2%	16,031	5.6%	10,810	7.4%	10,582	8.1%
	第2次産業	2,731	26.0%	8,063	23.2%	30,717	27.6%	50,420	28.5%	41,216	14.5%	17,421	11.9%	13,529	10.4%
	第3次産業	3,885	37.0%	17,026	49.0%	57,767	51.9%	103,107	58.3%	227,954	79.9%	117,597	80.6%	106,081	81.5%
	計	10,513	100.0%	34,725	100.0%	111,251	100.0%	176,916	100.0%	285,201	100.0%	145,828	100.0%	130,192	100.0%
全県	第1次産業	41,795	27.1%	97,725	11.2%	187,296	6.3%	166,157	2.9%	134,810	1.7%	127,512	1.6%	106,564	1.4%
	第2次産業	44,636	29.0%	347,024	39.8%	1,130,325	38.2%	2,489,351	43.0%	3,241,786	40.2%	2,852,053	36.4%	2,827,556	37.8%
	第3次産業	67,625	43.9%	427,217	49.0%	1,641,017	55.5%	3,130,089	54.1%	4,681,082	58.1%	4,852,887	62.0%	4,555,178	60.8%
	計	154,056	100.0%	871,966	100.0%	2,958,638	100.0%	5,785,597	100.0%	8,057,678	100.0%	7,832,452	100.0%	7,489,298	100.0%

資料：群馬県統計年鑑〔産業別市町村民分配所得(S35、S45、S55、H2)、市町村内総生産額(H12、H17、H22)〕

注) 振興山村は、全部山村の値(S35～H12は16町村、H17は8町村、H22は7町村)

ウ 土地利用の状況

本県の振興山村の総土地面積に占める経営耕地面積の割合は、県全体の割合と比べて少なく、昭和35年の4.4%から平成22年には2.2%に減少しています。特に樹園地の経営耕地面積は大幅に減少しています。

また、振興山村の林野率は80%を超えており、県全体の割合と比べても林野率が高くなっています。

土地利用の状況

[単位：ha]

年度	振興山村							
	総土地面積 ①	経営耕地面積 ②	経営耕地			②/①	林野面積 ③	③/①
			田	畑	樹園地			
S35	380,607	16,660	2,721	11,059	2,880	4.4%	324,035	85.1%
S45	379,201	15,475	2,839	9,761	2,875	4.1%	322,103	84.9%
S55	378,294	12,936	2,498	8,115	2,323	3.4%	319,672	84.5%
H2	378,102	11,256	2,037	8,012	1,207	3.0%	328,279	86.8%
H12	380,185	10,078	1,660	7,888	533	2.7%	318,486	83.8%
H17	380,071	8,349	1,199	6,794	351	2.2%	317,726	83.6%
H22	380,083	8,180	1,141	6,683	360	2.2%	317,477	83.5%

年度	県全体							
	総土地面積 ①	経営耕地面積 ②	経営耕地			②/①	林野面積 ③	③/①
			田	畑	樹園地			
S35	605,606	112,506	36,661	50,572	25,272	18.6%	417,868	69.0%
S45	638,571	101,775	38,174	38,011	25,590	15.9%	415,071	65.0%
S55	635,440	85,006	32,991	29,371	22,644	13.4%	413,036	65.0%
H2	641,167	71,999	29,126	31,029	11,844	11.2%	410,347	64.0%
H12	636,316	58,249	24,505	30,266	3,479	9.2%	406,635	63.9%
H17	636,316	47,961	20,515	25,216	2,229	7.5%	406,290	63.9%
H22	636,316	44,537	18,713	23,791	2,033	7.0%	405,899	63.8%

資料：世界農林業センサス(2000〔H12〕、2010〔H22〕)、農林業センサス(2005〔H17〕)、山村カード(S55、H2)

※経営耕地面積は、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

※経営耕地面積はH12までは、総農家の数値、H17以降は、販売農家の数値を使用。

エ 交通・通信の状況

全部振興山村における平成25年度の市町村道の整備状況は、改良率48.1%（県平均47.8%）、舗装率59.6%（県平均69.1%）となっており、市町村道の改良は進んでいますが、舗装率は、県全体と比較して、低くなっています。

本県の振興山村における超高速ブロードバンドサービスや携帯電話サービスの世帯カバー率は、99.9%以上となっていますが、公衆無線LAN環境の整備に課題があります。

オ 財政の状況

本県の振興山村町村の財政力指数（平成25～27年度の平均）は、0.38（財政力指数が1に近い上野村を除くと0.35）となっており、本県全体の0.72と比較して低くなっています。

振興山村の財政状況

（単位：千円）

市町村名	平成25年度		平成26年度		平成27年度		財政力指数				
	基準財政 需要額 A	基準財政 収入額 B	基準財政 需要額 C	基準財政 収入額 D	基準財政 需要額 E	基準財政 収入額 F	B/A G	D/C H	F/E I	(G+H+I)/3 J①	(G+H+I)/3 J②
上野村	1,582,241	1,580,976	1,489,369	1,494,450	1,433,350	1,418,748	0.99920	1.00341	0.98981	0.99747	0.99
神流町	1,501,668	193,751	1,486,787	190,068	1,588,665	202,940	0.12902	0.12784	0.12774	0.12820	0.12
下仁田町	3,030,164	842,928	2,971,898	848,457	3,068,645	865,811	0.27818	0.28549	0.28215	0.28194	0.28
南牧村	1,360,264	194,891	1,329,987	194,027	1,450,372	197,584	0.14327	0.14589	0.13623	0.14180	0.14
中之条町	5,036,532	1,957,666	5,090,870	2,007,453	5,224,884	2,074,465	0.38869	0.39432	0.39704	0.39335	0.39
長野原町	2,203,205	899,398	2,157,799	906,481	2,250,665	941,617	0.40822	0.42010	0.41837	0.41556	0.41
嬭恋村	3,761,404	1,510,078	3,677,839	1,438,004	3,738,331	1,510,724	0.40147	0.39099	0.40412	0.39886	0.39
高山村	1,510,933	457,503	1,498,510	468,698	1,574,417	473,448	0.30280	0.31278	0.30071	0.30543	0.30
東吾妻町	4,297,868	1,758,506	4,268,921	1,770,625	4,516,220	1,843,107	0.40916	0.41477	0.40811	0.41068	0.41
片品村	2,475,103	573,882	2,372,383	569,317	2,416,447	595,945	0.23186	0.23998	0.24662	0.23949	0.23
川場村	1,585,869	347,919	1,558,494	373,691	1,629,935	382,267	0.21939	0.23978	0.23453	0.23123	0.23
みなかみ町	6,968,884	3,145,857	6,980,928	3,168,746	7,295,294	3,175,450	0.45141	0.45391	0.43527	0.44686	0.44
振興山村計	35,314,135	13,463,355	34,883,785	13,430,017	36,187,225	13,682,106	0.38125	0.38499	0.37809	0.38144	0.38
振興山村（上野村除）	33,731,894	11,882,379	33,394,416	11,935,567	34,753,875	12,263,358	0.35226	0.35741	0.35286	0.35418	0.35
県計	333,932,054	240,001,182	336,444,700	243,606,154	349,926,293	260,261,469	0.71871	0.72406	0.74376	0.72884	0.72

※J②欄は、G～I各欄小数点以下第5位未満を四捨五入した数値を用いて算出し、小数点以下第2位未満を切り捨てた数値。

※振興山村地域を含む市は除いた。

※上野村は平成26年度当初算定は財源超過団体となったが、平成25年度及び平成27年度当初算定では財源不足団体となった。

Ⅲ 現状と課題

1. 山村振興対策の実施状況と評価

本県では山村振興法に基づき、昭和40年から47年にかけて高崎市、桐生市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、長野原町、嬭恋村、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町の19市町村の全域、またはその一部（7市6町6村：平成27年4月1日現在）が振興山村として指定されています。

本県の振興山村は県央の都市を囲むように北東、北西、南西部に位置する農山村で、水源地域であるとともに、優れた自然環境と豊かな地域資源に恵まれた地域ですが、急峻な地形のため交通体系や生活環境の整備水準は他の地域に比べて低位な状況にあります。

また、本県の振興山村の多くは、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（以下「特定農山村法」という。）に基づく地域指定を受けています。

山村振興計画については、第一期から第三期期間（昭和41年度～平成6年度）については全ての市町村が計画策定を行っており、新対策（第四期：平成3年度～平成13年度）については2市を除く25市町村が策定、第五期（平成11年度～平成20年度）については2市3町10村の15市町村が策定し、第六期（平成17年度～平成26年度）については1村を除く18市町村が計画を策定しています。

昭和40年に山村振興法が制定されて以来、第一期対策では産業基盤、生活環境整備水準の地域格差の是正を主眼として、第二期対策では地域格差の是正に加え、緑地空間の利用開発を主眼に、第三期対策では若者を中心とする定住条件の整備を中心に、第四期（新計画）対策では保全施策と生活環境の整備を推進する開発施策を主眼として、第五期対策では、山村振興は都市住民を含めた国民全体に関わる重要な課題という認識の下に、他地域との連携や交流施策を主眼として対策が進められてきました。第六期対策からは、山村振興計画の策定主体が県から市町村に変わり地域の主体的な取組が進められました。

山村振興対策事業の実績

（単位：千円）

対策（対策期間）	計画額	実績額	進捗率（%）
第一期対策（昭和41～51年度）	21,131,103	21,774,754	103.0
第二期対策（昭和48～60年度）	61,867,042	87,679,601	141.7
第三期対策（昭和55～平成6年度）	128,822,012	193,540,322	150.2
新対策（平成3～13年度）	330,641,754	202,062,240	61.1
第五期対策（平成11～20年度）	124,592,824	48,231,812	38.7
第六期対策（平成17～26年度）	197,374,698	113,319,868	57.4
累 計	864,429,433	666,608,597	77.1

※第六期対策は平成25年度までの実績を記載

実績を施策区別にみると、「国土保全」が 212,508,847 千円（31.9%）で全体の約 1/3 を占め、以下「交通」166,179,639 千円（24.9%）、「産業の生産基盤」140,389,741 千円（21.1%）、「社会生活環境」72,386,639 千円（10.9%）の順となっており、山村振興事業ではこれまで治山事業、地すべり対策事業や農林道を含む道路整備を中心とした国土保全や産業の生産基盤関連事業、交通施策に重点が置かれ実施されてきました。近年では上下水道整備や消防施設整備といった社会生活環境施策の割合が高くなっています。【資料編：表 2－山村振興対策の施策区分別実績】

第一期から第五期まで続いた山村振興対策では主に国土保全施策や産業の生産基盤関連事業、交通施策といったハード面での整備に重点を置き、農林道を含む道路整備による生活の利便性の向上や農林業の生産基盤の整備による生産力の増加が図られ、その成果として、振興山村と都市部との生活環境の格差縮小という形で現れてきました。

また、個性ある魅力的な地域づくりを目指し、都市との交流事業やイベントの開催といったソフト事業への積極的な取組が行われており、地域の活力を取り戻すきっかけとなっています。都市と山村との交流が積極的に行われた地域では、観光を主体とした新たな地域産業を創設する施策も行われています。

2. 山村振興の現状と今後の課題

過去 6 期にわたり山村振興対策が実施され、山村の生活環境は向上してきましたが、少子高齢化の進行と人口の流出には歯止めが掛からず、就業機会の不足、教育を巡る環境の問題をはじめ依然として多くの課題を抱えています。

また、市町村合併により一部指定の振興山村となる市町村が増えたことで、市町村内の交流施策がますます重要となっています。

山村振興に当たっては、振興山村と都市との格差是正という視点だけではなく、振興山村が持つ歴史や伝統文化といった都市にはない独自性を魅力として都市の住民に積極的に発信するとともに、地域に暮らす人々が誇りを持って住み慣れた地域に住み続けることができるような環境整備が必要です。

また、U J I ターン者の受入れによる移住・定住を促進し、振興山村に地域の担い手となる人の還流を図ることが重要です。そのためにも自然環境の保全に配慮しながら、移住・定住者の受入れに必要な産業基盤や生活環境の整備推進はもとより、山村の特色ある地域資源を活用した地域内発型の産業振興によって所得と雇用の確保を図るとともに、介護サービスの確保をはじめとする住民福祉の向上を図る総合的な施策を講じていく必要があります。

IV 振興山村の価値と役割

本県の振興山村は、第二次世界大戦後、主に生糸生産により日本の繊維産業を支えるとともに、荒廃した都市へ木材や薪炭、農産物を供給することによって、戦後の都市の復興に大きな役割を果たしてきました。また、高度経済成長期に産業構造が軽工業から重化学工業へと移行したのちも、振興山村は電力、水資源、木材を都市へ供給することにより都市の近代化に大きく貢献しました。

しかし、経済のグローバル化により、生糸は安価な輸入糸が市場を席巻し、木材も安価な輸入材が市場を席巻したため、それまで振興山村が果たしてきた役割が大きく後退しました。その結果、過疎化や高齢化が著しく進行し、集落の限界化を招くことになりました。

しかしながら、振興山村は、豊富な森林資源に恵まれた地域であり、依然として木材供給の基地であると同時に、木質バイオマスや水力といった自然エネルギーを供給する場でもあります。さらに、農産物をはじめとする食料と水資源を供給するとともに、人々が生活を営むことにより農地や森林といった地域資源が適切に維持管理されることで、日本の国土の安定的な保全に寄与してきました。

このように多面にわたり重要な役割を担う振興山村は、今でこそ、人が生活を営むには条件が不利な地域と言われていますが、かつては、地域特性を生かした産業が存在し、地域特性を発揮することによって不利な条件を克服して、振興山村が持つ役割を果たしてきました。

また、振興山村は、先人達が厳しい自然環境の中で生きていくための知恵と工夫を重ねて生活を営んできた場所であるとともに、長い歴史のなかで育まれてきた独自の文化が息づき、その保存と継承が主体的になされている地域でもあります。とりわけ日本文化の象徴でもある木の文化を今に伝えるのが振興山村であり、自然と人がうまく調和して共生・共存してきた地域でもあります。

こうした生きる上での知恵や知識、自然と共生・共存するための方策は、都市で生活する人々にとっても大変貴重なものであり、現代社会で失われつつある「人と人とのつながり」や「生きる喜び」といった人間にとって極めて素朴な「しあわせ」を実感することができる場であることも振興山村の価値であるといえます。

V 振興の基本方針及び基本目標

1. 振興の基本方針

本県の振興山村は、食料や木材を生産する物質生産機能、土砂災害防止や土壌を保全する国土保全機能、洪水緩和や水資源を貯留する水源かん養機能、豊かな自然や美しい農山村の景観を保全する環境保全機能のほか、地域の生活に根ざした歴史や伝統文化を育む文化機能や都市住民に自然とのふれあいや心の潤いを与える貴重な機会を提供する保健・レクリエーション機能といった多面にわたる機能を有しています。

振興山村が有するこうした公益的機能は、振興山村に暮らす人々はもとより、都市に暮らす人々が、多くの恩恵を享受している「県民共有の財産」であり、次の世代へと健全に引き継いでいく必要があります。

しかしながら、振興山村における人口流出と少子高齢化の進展にともない振興山村を取り巻く状況は一層厳しさを増しています。

ところで、日本の国土に占める森林の割合は約7割となっていますが、群馬県の県土に占める森林の面積も約7割となっています。いわば、日本列島の縮図とも言える本県から振興山村に対する認識の変革と振興山村の再生を目指して、振興山村の果たすべき役割を再評価し、持てる本来の地域特性を発揮できる地域にしていく必要があります。

したがって、振興山村が有する価値や役割、課題等を考慮し、各振興山村の地域特性を生かした住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、生活環境の整備や地域間交流の促進による移住・定住の推進により持続可能な振興山村を実現するため、次の3つの基本目標を掲げ施策を推進します。

2. 基本目標

① 「くらし」を支える

振興山村に暮らす人々が今後も暮らし続けられるようにするとともに、若者の定住や移住を増加させていくための生活環境の整備が必要です。

振興山村において安全・安心な暮らしを実現するうえで、必要不可欠な社会基盤として、中心的な都市へのアクセスを向上する市町村道及び幹線道路の整備を進めるほか、時間的、距離的に不利な条件を克服する手段として有効な情報通信基盤の整備と利活用、生活環境の向上に必要な上下水道の整備を進める必要があります。

また、振興山村において、誰もが安心して生活を送ることができるよう、質の高い保健・医療・福祉サービスを提供していくため、人材の確保や施設整備と併せて、行政区域を越えた連携を強化していく必要があります。

さらに、地域住民自らが地域の将来を見据えて、地域のために活動することが、今後ますます重要となるため、地域コミュニティを維持し、住民同士の互助・共助を推進することで、地域住民が主体となって地域の課題を発見し、解決していく地域力の向上に努めます。

② 「なりわい」を守り、生み出す

振興山村における人口減少を抑制するとともに、UJIターン者を増加させるた

めには、何よりも就労の場の確保、収入の確保が必要です。

振興山村の基幹産業である農林業をはじめ、地域に根ざした伝統産業や地域特性を生かした伝統技術は、不利な生産条件や国内外の競争の中で産業として成り立つことが困難な状況に置かれています。

このため、農産物の加工販売や、付加価値を高めた農産物の生産、首都圏に販売するネットワークの構築を進めるほか、伝統産業や伝統技術の魅力を広く発信することで、振興山村の「なりわい」を守っていく必要があります。

また、商業及び工業をはじめ地域産業の育成・振興や、企業誘致を推進するとともに、振興山村の農産物、森林資源、水資源のほか、歴史や文化といった有形無形の地域資源を活用した創業を促進することにより、振興山村に仕事を生み出す環境整備を進めます。

さらに、振興山村の持つ豊かな自然や景観、農林業を生かした都市地域との交流を促進することにより、観光・レクリエーション産業の活性化を図ります。

③ 「ひと」を育てる

心のゆとりや豊かさといった「しあわせ」の価値観の多様化と国民のライフスタイルの変化により、U J I ターンや二地域居住といった都市から地方への移住増加の可能性が高まっています。この機を捉え、都市から地方への移住者の受入れに積極的に取り組むことで、振興山村が持つ歴史や文化といった独自性を住民が見つめ直す機会を創出する必要があります。

また、住民が誇りと愛着を持って地域に暮らし続けることができるような活力ある地域社会を形成し、先人から受け継がれてきた地域の文化や誇りを次の世代にしっかりと継承していく人材を育成する必要があります。

さらに、地域の中で、地域の将来のために担うべき役割や、持続可能な地域社会を実現するために必要な取組について自ら考え行動に移すことができる人材の育成を推進します。

本県の振興山村は、豊かな自然、再生可能なクリーンエネルギー、食料、水、歴史、文化遺産といった地域資源に恵まれています。また、東京圏と近接し、高速道路や新幹線といった高速交通網も整備されていることから、産業振興及び都市との交流の面において有利な条件を備えています。さらに本県は、各地域の中心的な都市が県内各地に分散しているため、通勤、通学、買物及び通院の場となる都市が振興山村の身近に存在しており、振興山村の住民にとっては恵まれた環境にあります。

こうした本県の地域特性を生かすとともに、①「くらし」を支える、②「なりわい」を守り、生み出す、③「ひと」を育てるという3つの基本目標に基づき、以下の分野別振興施策を推進します。

VI 分野別振興施策

(1) 交通施策に関する基本的事項

本県の振興山村の多くは中山間地域に位置し、都市への移動時間の短縮は大きな課題であり、交通体系の整備は、振興山村の産業振興や定住促進の根底をなすものです。このため、都市と振興山村とを結ぶ基幹的な国道、県道の整備や高速交通網へのアクセス道路の整備といった広域的な道路ネットワークの形成を図り、効率的で効果的な道路整備を推進するとともに、地域住民の多様な交通手段の確保に努めます。

また、基幹的な市町村道のうち、国土交通大臣が基幹道路として指定した道路については、必要に応じ県が市町村に代わってその整備を進めます。

主な施策

- ・ 産業の振興や地域間交流を促進する道路の整備
- ・ 落石対策や歩道の整備といった生活道路としての交通安全を確保する道路整備
- ・ 鉄道、バス等生活交通の維持・確保への支援
- ・ 基幹的な市町村道の県代行整備

(2) 情報通信施策に関する基本的事項

本県では、振興山村においても情報通信基盤の整備が進んでおり、ほとんどの地域において超高速ブロードバンドや携帯電話による通信が可能となっています（世帯カバー率 99.9%以上）。一方、公衆無線LAN環境については、観光及び防災の拠点における情報収集・情報発信のため、更なる整備が求められます。

こうした情報通信基盤の整備を更に進めるとともに、ICTの利活用による地域の魅力の情報発信を支援します。また、保健・医療・福祉、防災・安全といった様々な分野で情報化を進め、安心して暮らせる地域社会の形成に役立てます。

さらに、こうした情報通信ネットワークを活用したテレワークの導入を推進するなど、就労機会の増大に努めます。

主な施策

- ・ 公衆無線LAN環境をはじめとする情報通信基盤の整備
- ・ 地域におけるICT利活用の推進、支援

(3) 産業基盤施策に関する基本的事項

本県の振興山村の基幹産業である農林業は、地形的な制約から経営形態や生産物において大きな制限を受けています。振興山村の農林業を維持・育成していくため、生産面の基盤整備を進めるとともに、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全といった多面的な機能を有する農山村社会を維持発展させていく視点からの整備も進める必要があります。

山村振興のための農林業だけでなく、農地・林地が生み出す公益性を守り育てるための農林業の意義を明確にし、総合的な対策を講じていきます。

ア 農業について

農地の確保及び有効利用を図るため、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積、優良農地の整備・確保、生産環境施設の用地の創出、生産と生活両面で調和のとれた計画的な土地利用の確保を図るとともに、耕作放棄地の発生防止と再生利用に努めます。また農業生産活動の維持に資する各種制度が適切かつ円滑に実施されるよう実施体制の整備や支援内容の充実に努めます。

ほ場整備、かんがい排水や農道といった農業生産基盤を整備するとともに、農村の社会生活環境の改善を行い、基幹的農道や農道網、農業集落排水施設整備を総合的・計画的に実施します。

なお、市町村が管理する基幹的な農道のうち、農林水産大臣が指定した農道については、必要に応じて県が市町村に代わってその整備を進めます。

イ 林業について

林業経営の近代化と合理化により林業の生産性、収益性の向上や森林の総合的な活用を図るため、林業構造改善対策を推進するとともに、林産物の生産・流通・加工に至る一貫した流通システムの確立を図ります。また、振興山村の生活の利便性向上や、森林の合理的な管理・経営による振興山村の活性化を図るため、林道網の総合的整備に努めます。

なお、市町村が管理する基幹的な林道のうち、農林水産大臣が指定した林道については、必要に応じて県が市町村に代わってその整備を進めます。

さらに、本県振興山村の森林は国土の保全、水源のかん養等に重要な役割を担うとともに、保健休養や教育文化活動、レクリエーションの場としての優れた地域資源でもあります。このため自然環境の保全に留意しつつ、適切な管理、整備により、森林資源の積極的かつ有効な活用に努めます。

主な施策

- ・ ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備、農道整備といった農業生産基盤整備、農地中間管理機構のフル活用、耕作放棄地の抑制・活用対策
- ・ これまで整備されてきた水利施設の適切な保全管理・計画的な更新整備
- ・ 計画的な森林整備の推進、林道の整備による林業生産基盤整備及び森林病虫害対策や林野火災防止の推進等森林の保全管理
- ・ 基幹的な農道、林道の県代行整備

(4) 経営近代化施策に関する基本的事項

本県の振興山村の基幹産業である農林業については、不利な生産条件や国内外の競争の中で、現状のままでは産業として成り立つことが困難な状況に置かれています。このため、農林業の衰退への対応と地場産業の育成を視野に入れた、新たな対策を行います。

また、従来からの企業立地の促進に加え、農産物の加工・販売に取り組む創業支援

の強化を図ります。さらには、近年の価値観の多様化や余暇時間の増加に伴い、観光・レクリエーションに対する需要が高まっており、優れた自然環境や文化財といった豊富な地域資源を活用するために広域的ネットワークを構築し、地域の特性を生かした新たな地域資源の開発、整備を推進します。

なお、振興山村の貴重な財産である自然環境の保全に十分留意しつつ施策を講じていきます。

ア 農業について

地理的条件で不利である振興山村では、観光をはじめとする他産業との有機的な結合を図ることにより、地域の特性を生かした高付加価値・高収益な農業への転換が求められています。

消費者ニーズの高い安全・安心な農産物の提供に努め、付加価値の高い農業を推進するとともに、野菜、果樹、花き、地域特産物を中心とした農作物の導入、生産出荷体制の合理化、経営基盤の強化、生産技術開発、野生鳥獣対策を行い、収益性の高い農業を推進します。

また、美しい農村景観や恵まれた自然環境、伝統・文化といった地域資源を生かし、山村地域に滞在して農林漁業体験や地場農産物を使った郷土料理を楽しむといったグリーン・ツーリズムの推進や観光農園、市民農園の整備により、都市住民との交流を促進します。

さらに、都市部の消費者との連携を強化するため、通信販売やインターネットを活用した情報発信や多岐にわたる販路拡充に努め、新たな農業関連産業の創業を促進し、農業の活性化を図ります。

イ 林業について

戦後の積極的な造林による人工林が伐期を迎えることから、県産材の安定した供給体制の整備や木材の生産・流通・加工に至る一貫した流通システムの確立を目指します。

県産材利用の拡大は、林業や山村地域の振興をはじめ、森林整備につながることから、住宅建築や各種公共施設の新設及び改築において県産木材の積極的な利用促進に努めます。

また、本県は全国有数のきのこ生産県ですが、菌床栽培きのこの生産規模拡大、競争の激化、また食の安全に対する消費者の関心が高まるなか、食の安全に対する生産者の自主管理意識の高揚を図り、消費者ニーズにあった「安全・新鮮きのこ」を目指して生産、供給できる体制の整備を進めます。

ウ 地場産業の振興について

地場産業の振興に当たっては、文化や伝統といった地域特有の風土に生まれ、長い歴史の中で伝えられてきた繊維・木製品・食品関連の各種産業の高付加価値化を図るとともに、消費者ニーズに適合したぐんまブランドとなるような新製品の開発を促進します。このため、技術力の向上、設備の近代化・合理化による生

産体制の整備、企画開発力の強化、マーケティング力・販売力の強化を図るとともに、これらを支える人材の確保・育成などの施策を推進していきます。また、海外での販路を含め、その拡大に努めます。

エ 企業の誘致活動について

本県は、高速交通網の整備が進み、立地条件の優位性が高く、多くの企業が立地し、産業の集積が図られています。

本県の振興山村においても、豊かな自然や水、観光といった地域の特性や資源を情報発信し、企業誘致に取り組んできました。企業誘致による安定した就業の場の確保は、若者の定住やU J I ターンの促進に大きく寄与することから、優遇措置を積極的に活用し、振興山村及び周辺市町村への企業誘致を促進します。

なお、企業の誘致においては、振興山村の自然や景観の保全に十分留意します。

オ 創業の促進について

振興山村においても、交通通信体系の整備やインターネットといったICTの飛躍的進歩により、新たな企業活動の場としての条件が整いつつあることから、創業支援センターを中心とした相談体制の充実や融資制度により、振興山村において仕事を生み出そうという意欲ある創業者への総合的な支援を市町村と連携のうえ積極的に行います。

カ 商業の振興について

振興山村内の商業の存続・活性化を図るため、各種融資制度の活用を促進するほか、住民のニーズを踏まえ、高齢化への対応を含めての消費者に対するきめ細かいサービスの提供により、生活者に対応した商業の振興を推進します。

なお、地域住民だけでなく、地場産業や観光・レクリエーションの振興、都市との交流と連携を強化し、地場製品の販売も含め消費の拡大を図り、商業の振興に努めます。

キ 観光又はレクリエーションについて

振興山村を魅力ある観光・レクリエーションの場としていくため、本県の振興山村が大都市圏に近接するという有利な立地条件を十分に生かし、交流滞在型観光に視点を置き、振興山村の持つ自然や景観、歴史や文化、温泉、食といった地域資源の活用や農林業との連携を図り、農山村と都市との交流の場、自然とのふれあいの場として整備していくとともに、グリーン・ツーリズムをはじめとする体験型観光の推進に努めます。

主な施策

- ・ 高収益作物の導入、加工品の開発や商品化、産直による経営多角化の推進
- ・ 農林水産物の加工・販売による高付加価値化及び安定供給体制整備の推進
- ・ 作業の効率化、労働負荷の軽減に必要な機械・施設の整備の推進

- ・ 農林水産業における多様な担い手の確保・育成や就労環境改善
- ・ 酪農ヘルパーやコントラクターといった経営支援組織の育成・活用
- ・ 農地利用集積や農作業受委託による効果的な生産の推進、森林施業の集約化の推進
- ・ 相談体制の整備や融資制度による創業支援の推進
- ・ グリーン・ツーリズムをはじめとする体験型観光の推進

(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

本県振興山村の基幹産業である農林業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の特性を生かし、土地資源を活用するとともに、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう、農林産物の生産工程だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図ります。

主な施策

- ・ 地域ブランド品となるような地域の特性を生かした特産物の生産振興
- ・ 繊維・木製品・食品関連の地場の農林水産物を活用した加工業及び販売業の導入促進
- ・ 木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの地域内外での利用の推進
- ・ 観光業の振興
- ・ 企画開発、マーケティング、販売の強化といった山村の振興に寄与する人材の育成及び確保のための支援策の推進

(6) 文教施策に関する基本的事項

本県の振興山村は、名所旧跡、遺跡、民俗文化財のほか、方言や伝統芸能といった固有の歴史的・文化的遺産を数多く有していますが、児童生徒数の減少により小規模校・少人数学級が増加しており、一人一人に対するきめ細かな教育ができる反面、多様な考え方に触れさせることが難しいといった問題を生じる場合もあります。社会の国際化や情報化、あるいは少子化の中で、一人一人が豊かな心を培い、たくましく生きる力を身につけられるよう、公立小中学校の教育施設の整備や教職員の研修機会の確保によって振興山村の教育環境の改善に努めます。

また、豊かな自然環境や地域の特色を生かした学校経営を進め、教育内容・学習方法を工夫し、振興山村の実情に配慮するとともに、社会の変化に対応した教育の推進に努めます。さらに、振興山村外に居住する子どもたちに対する自然体験・生活体験の学習の場を提供する観点にも配慮し施策を推進します。

主な施策

- ・ 教育環境の整備、生涯学習の推進
- ・ 小中学校の校舎、屋内運動場の整備
- ・ 公民館や社会体育施設の整備
- ・ 名所旧跡、遺跡、民俗文化財といった歴史的、文化的遺産の保存・継承

(7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項

人々の価値観が多様化し、新しいライフスタイルの実現を求めた様々な動きがある中で、振興山村における生活基盤の整備は、「豊かさ」や「ゆとり」を実感できる地域住民の生活条件の向上だけでなく、若者の定住促進や都市住民との交流による活力ある地域づくりを推進します。

このため、医療体制の充実、保健福祉の向上、上下水道施設、消防防災体制の整備について計画的かつ効率的に推進します。

ア 簡易水道、下水道処理施設等の整備

① 簡易水道

未整備地区の早期整備を進めるとともに全世帯への普及を目標に整備を進めます。また、上水道への統合、簡易水道間の統合や広域化を含めた整備を促進していきます。

② 下水処理施設

群馬県汚水処理計画及び各市町村の策定する生活排水処理基本計画に基づき、地理的状況や経済性・実現性を勘案し、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽といった各種の方法により積極的に整備を進めます。公共下水道については、過疎地域における主要な施設を建設する県代行制度を活用しながら整備を促進します。

③ 廃棄物処理施設

し尿処理施設及びごみ処理施設については、適正な維持管理を行うことにより長寿命化を図り、施設整備においては、循環型社会形成を目指した一般廃棄物処理計画に基づき計画的かつ広域的処理を推進します。

また、ごみの減量化やリサイクル活動について住民意識の啓発を図るとともに、不法投棄パトロールにより美しい自然環境の維持に努めます。

イ 消防防災体制の整備

① 防災体制の整備

災害に強い安全な地域社会をつくるため、自主防災組織の育成・強化を推進します。また市町村防災行政無線同報系については、未整備地域の解消を進めるとともに、デジタル化を図り情報の多様化への整備を進めます。

② 消防体制の充実

振興山村の消防体制については、消防力の充実、水利施設の確保、人材の育成・確保について広域消防体制の拡充・強化に努めます。

③ 広域救急体制の充実

救急体制の広域化は、広域消防体制の一環として充実させるものとし、本県においては県内全域をネットワークする統合型医療情報システムの効率的運用と情報の充実を促進し、振興山村においてもシステム活用による患者の症状に応じた至近病院・診療所への的確かつ迅速な輸送体制の強化に努めます。

ウ 保健及び福祉の向上及び推進

子どもたちの健全育成に当たり、保育所、児童館、認定こども園といった児童福祉施設の整備については、子どもの数や子どもを育てる社会環境の変化等を考慮し、地域特性や多様化するニーズを的確に捉え、地域の実情に即した質的充実を図るほか、子育て環境の整備を進めます。

さらに、振興山村における少子化対策を積極的に進めるとともに、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。

また、障害のある人たちが社会の一員として地域の中で自立し、積極的に社会活動に参加して生きがいのある暮らしができるよう、就労による自立の促進、日中活動や住まいの場の確保、県民理解の促進といった総合的な施策の充実に努めます。

エ 医療の確保

「群馬県保健医療計画」に基づき、医療提供体制の整備を推進します。

特に振興山村においては、へき地診療所の医師確保やへき地医療支援機構による代診医の派遣調整とともに、へき地診療所の施設・設備の充実、へき地医療拠点病院との連携に努めます。

さらに、高齢者をはじめとする住民の健康を保持するため、保健福祉事務所や県医師会による保健予防活動の充実に努めます。

オ その他

振興山村においては、公営住宅や特定公共賃貸住宅の整備により、居住水準の確保を図るほか、ハード面での整備のみならず、若者や高齢者の生活ニーズに対応したソフト面での生活環境対策の充実に努めます。

主な施策

- ・ 地域の実情に応じた水道施設、污水处理施設の整備
- ・ 消防用設備の整備充実の促進
- ・ 保育サービスの充実等安心して子どもを生み育てられる環境づくりの促進
- ・ 保健指導体制の確保
- ・ へき地医療拠点病院の整備及び医師の確保
- ・ 患者輸送車、ドクターヘリの整備の推進による患者輸送体制の充実
- ・ 地域における健康づくり活動の促進と母子保健サービスの充実

(8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項

高齢者の保健福祉の向上及び増進は、「群馬県高齢者保健福祉計画」に基づき、地域包括ケアシステムの構築、介護予防の推進、認知症施策の推進、多様な福祉・介護サービス基盤の整備、介護人材確保対策と資質の向上により、「高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり」を目指し、地域の実情に応じた支援体制

の整備を進めます。

主な施策

- ・ 地域支援事業による介護予防や地域リハビリテーションの推進
- ・ 介護人材の確保と資質の向上や施設整備による介護サービスの供給体制の整備
- ・ 生涯学習や生涯スポーツなどの振興や健康づくり対策の推進

(9) 集落整備施策に関する基本的事項

今日、人口の減少や高齢化の著しい集落では、農林業における生産活動の生産補完機能、日常生活における相互扶助機能、農地や山林をはじめとする地域資源を管理する資源管理機能といった集落機能が低下し、集落機能の維持、ひいては集落自体の維持が困難な状況が出てきています。

このため、本県の振興山村における集落整備施策については、地域社会を健全に維持していくため、集落内の基礎的な生活基盤の整備を進めるとともに、集落の機能や集落間の相互補完の関係強化に努めます。なお、振興山村の農山村集落は、地球環境や国土保全に重要な役割を果たす森林や農地を適切に維持管理する農林業の担い手であることを考慮し、将来的な集落の動向を把握し適切な対策を講じます。

主な施策

- ・ 農林業をはじめとする産業振興、都市との交流や移住・定住の促進、生活環境の整備、伝統工芸・芸能の活性化や人材育成等を通じた集落機能の維持活性化
- ・ 小さな拠点づくりによる日常生活機能の確保と地域内ネットワークの強化

(10) 国土保全施策に関する基本的事項

本県の振興山村においては、従来から国土保全機能を通じて下流地域における洪水災害を緩和するとともに、農業・工業用水の供給及び下流域住民が使用する生活用水の供給といった国民が安全で快適な生活を営むうえで大変重要な役割を果たしてきました。

こうしたことから、振興山村の住民の生命及び財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともに、振興山村が持つ国土保全や水資源のかん養といった公益的機能と自然環境の保全のため、振興山村における治山、治水、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策といったハード事業並びに地域ぐるみの保全活動や防災マップづくりといったソフト事業に総合的に取り組みます。

主な施策

- ・ 県土の保全や水源のかん養を図るため、治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全等の推進
- ・ 土砂災害、洪水による被害を防止するため、治水、砂防の推進
- ・ 防災マップの作成、防災訓練の実施

(11) 交流施策に関する基本的事項

本県の振興山村は、美しい農村景観や豊かな自然環境、地域に暮らす個性豊かで元気な人々とのふれあいを求めて訪れる多くの都市住民に「安らぎ」や「癒し」の場を提供している、「県民共有の財産」です。

そのため人口が少なく高齢化が進む振興山村において、地域住民自身が誇りや自信を持って生活していくために、地域の特性に応じたグリーン・ツーリズムを推進し、都市住民との多彩な地域間交流を積極的に推進します。

また、振興山村への移住定住の促進に向け、交流施設の整備を進めるとともに、地域と移住者を繋ぎ、地域のまとめ役となるような人材の育成をはじめとする環境整備を推進します。

主な施策

- ・ グリーン・ツーリズムの推進及び人材の育成
- ・ 自然、伝統文化、歴史といった山村の特色を生かした交流施設の整備
- ・ 伝統的郷土芸能や山村文化の継承、豊かな山村景観の保全
- ・ 保健・休養、体験学習、レクリエーションといった森林の総合的利用の推進
- ・ 移住者が定住できるよう地域と移住者を繋ぐ人材の育成

(12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

本県の振興山村における森林、農用地の保全施策については、森林や農用地の持つ木材生産、農業生産の経済的機能や、県土の保全、水源かん養、景観保全といった公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることから、必要な森林や農用地の確保を図るとともに、森林や農用地の有する諸機能が最高度に発揮されるよう、その整備を進めます。

ア 農業地域について

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。

農業地域においては、農用地が食料供給源として最も基礎的なものであるとともに、その特性により良好な生活環境や自然環境の構成要素でもあることから優良農地の保全と有効利用を図ります。

なお、県土の有効利用、生産性の向上の見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。）として、今後優良農地を計画的に確保、整備します。

イ 森林地域について

森林地域は、森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産の経済的機能を持つとともに、県土の保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全といった公益的機能を通

じて県民生活に大きく寄与していることから、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が最高度に発揮されるよう、その整備を進めます。

主な施策

- ・ 計画的な森林整備、またはこれらの施業に必要な路網整備の推進
- ・ ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備による農地の保全
- ・ 農林水産物の高付加価値化の利活用と併せた森林・農用地の保全推進
- ・ 農業農村の多面的機能を支える地域活動、営農の継続の支援

(13) 担い手施策に関する基本的事項

本県では、近年、農林業を担う従事者の高齢化や、減少傾向が続いており、農業、林業経営を活性化するためには、意欲と能力を持った地域の原動力となるような担い手の育成と確保を積極的に推進する必要があります。

また、女性や若者が就業しやすい環境づくりや、豊富な経験や技術を生かして高齢者が活躍する場の確保を進め、女性や高齢者のマンパワーの活用や役割の付与を促進します。

さらに、「地域おこし協力隊」、「緑のふるさと協力隊」といった外部人材の導入を進めます。

ア 農業について

生産者から経営者への意識改革により、経営感覚に優れた農業経営者を育成し、意欲ある新規就農者の円滑な就農やその後の経営安定を総合的に支援します。また、教育機関における農作業体験学習を通して農業啓発を図り、広く次世代の担い手を育成します。

さらに、農業者をはじめ地域が取り組む水路や農道の保全活動を支援し、担い手の負担軽減に努めます。

イ 林業について

林業においては、林業労働者の雇用条件を改善し、基金運用益による退職金掛金補助の整備に加え、群馬県の林業そのものに経営戦略的性格を持たせることにより、林業労働力の確保、育成及び定着に努めます。

主な施策

- ・ 認定農業者や農業生産法人といった地域農業の担い手の育成と新規就農の促進
- ・ 地域の保全活動による担い手の負担軽減と、農地利用集積による構造改革の後押し
- ・ 地域の森林経営を推進する林業経営体の確保・育成と新規参入の促進
- ・ 就労条件の改善や研修等による林業従事者の確保・育成
- ・ 女性の能力を発揮した活動の支援、高齢者の活動の場の確保
- ・ 「地域おこし協力隊」、「緑のふるさと協力隊」の導入及び定住の支援

(14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

本県の振興山村における鳥獣被害防止対策については、地域ぐるみで取り組む体制を構築することにより、「捕る」「守る」「知る」の各対策を地域の実情に応じ組み合わせ合わせて総合的に実施します。

主な施策

- ・ 捕獲の強化による野生鳥獣の生息数の抑制や生息域の縮小
- ・ 侵入防止柵の設置や緩衝帯の整備、忌避剤の散布
- ・ 捕獲の担い手の確保及び地域における対策の核となる人材の育成

(15) その他施策

元気な地域づくりに向けた多様な地域間連携を促進するため、複数の市町村あるいは市町村を構成員に含む団体が連携して実施する地域づくりのための特色ある事業について支援を行います。

また、地域に住む若者や女性が夢を持ち、いきいきとした生産や地域活動が展開されるよう、地域コミュニティ、ボランティアやNPO法人、企業、大学や高校などの多様な主体と行政との協働による地域づくりが取り込まれるよう支援を行います。

主な施策

- ・ 食文化や伝統芸能の伝承の支援
- ・ 地域住民活動を推進する人材の育成推進
- ・ 住民が主体となって取り組む地域づくり活動の支援

Ⅶ 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県においては、県政運営の基本方針である第 14 次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」（平成 23 年 3 月）を作成し、「先人から受け継いできた『群馬の限りない可能性』を大きくはばたかせる」を基本理念として各種施策の推進に取り組んでいます。

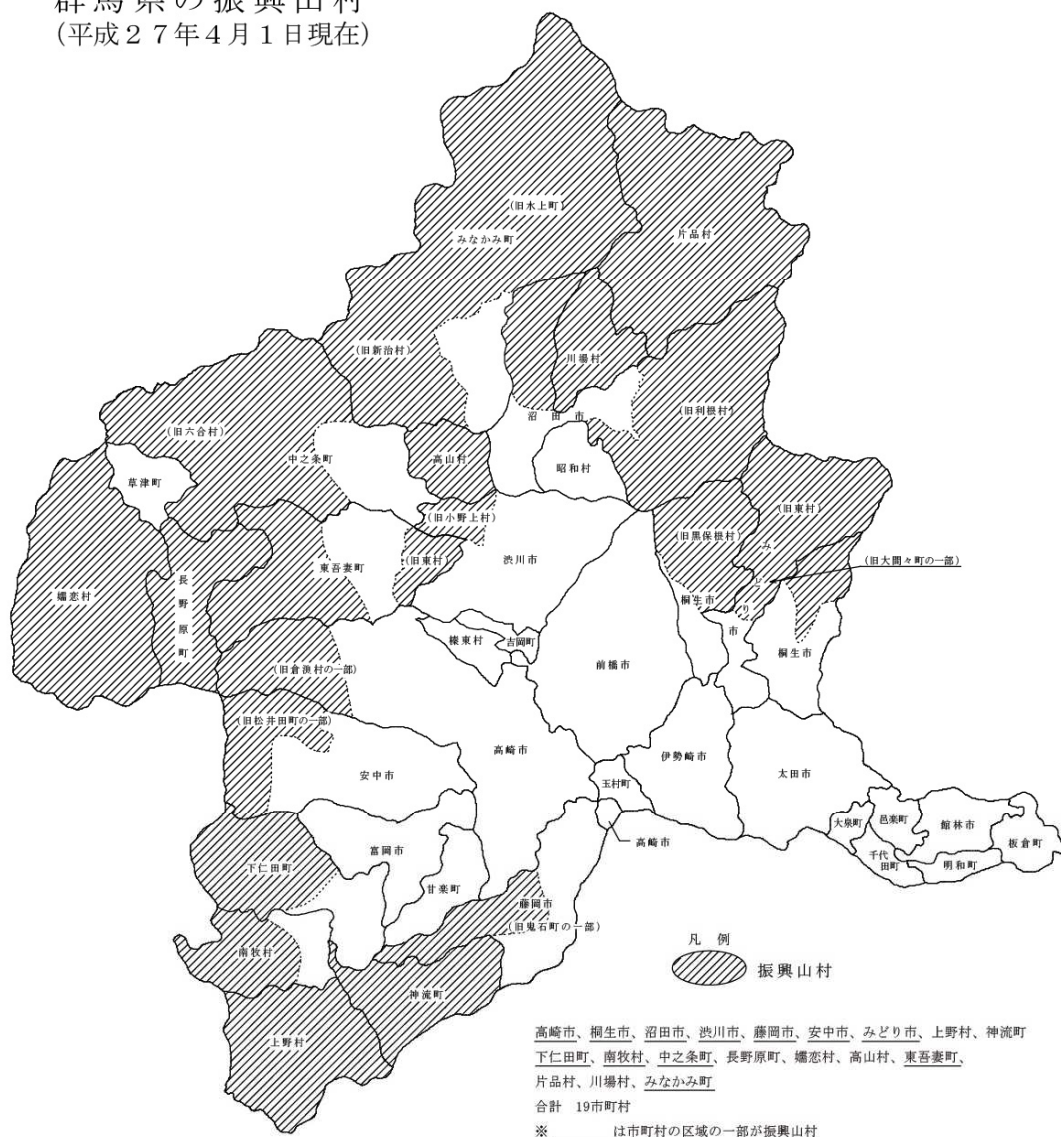
また、本県の振興山村の多くは、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に基づく過疎地域にも指定されており、群馬県過疎地域自立促進方針（平成 22 年 8 月策定）に基づき群馬県過疎地域自立促進計画及び市町村過疎地域自立促進計画が策定されています。

山村地域の振興に当たっては、これらの計画との整合を図りながら積極的かつ効果的に施策を推進します。

資 料 編

図-1 振興山村

群馬県の振興山村
(平成27年4月1日現在)



表一 1 振興山村市町村の人口動向

市町村名	旧町村名	人 口 (人)											人 口 増 減 率 (%)										
		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	S40/S35	S45/S40	S50/S45	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17	H22/S35
高崎市	倉湖村(烏湖村)	3,287	2,892	2,639	2,506	2,417	2,332	2,121	2,020	1,893	1,734	1,580	▲ 12.0	▲ 8.7	▲ 5.0	▲ 3.6	▲ 3.5	▲ 9.0	▲ 4.8	▲ 6.3	▲ 8.4	▲ 8.9	▲ 51.9
桐生市	梅田村、飛駒村、黒保根村	10,037	9,392	8,835	8,624	8,436	8,020	7,605	7,361	7,329	6,864	6,205	▲ 6.4	▲ 5.9	▲ 2.4	▲ 2.2	▲ 4.9	▲ 5.2	▲ 3.2	▲ 0.4	▲ 6.3	▲ 9.6	▲ 38.2
沼田市	池田村、利根村(東村、赤城根村)	14,907	12,623	11,303	10,398	10,529	9,757	9,386	8,961	8,437	7,891	7,141	▲ 15.3	▲ 10.5	▲ 8.0	1.3	▲ 7.3	▲ 3.8	▲ 4.5	▲ 5.8	▲ 6.5	▲ 9.5	▲ 52.1
渋川市	小野上村	3,040	2,821	2,566	2,535	2,514	2,369	2,364	2,250	2,140	1,994	1,804	▲ 7.2	▲ 9.0	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 5.8	▲ 0.2	▲ 4.8	▲ 4.9	▲ 6.8	▲ 9.5	▲ 40.7
藤岡市	日野村、鬼石町(三波川村)	6,780	5,952	5,329	4,900	4,537	4,282	4,100	3,549	3,188	2,825	2,430	▲ 12.2	▲ 10.5	▲ 8.1	▲ 7.4	▲ 5.6	▲ 4.3	▲ 13.4	▲ 10.2	▲ 11.4	▲ 14.0	▲ 64.2
安中市	松井田町(坂本町、細野村)	6,564	5,799	5,180	4,839	4,607	4,354	4,436	3,733	3,387	3,184	2,773	▲ 11.7	▲ 10.7	▲ 6.6	▲ 4.8	▲ 5.5	1.9	▲ 15.8	▲ 9.3	▲ 6.0	▲ 12.9	▲ 57.8
みどり市	(勢)東村、大間々町(福岡村)	10,524	9,445	8,603	8,022	7,567	7,234	6,947	6,663	6,010	5,460	4,859	▲ 10.3	▲ 8.9	▲ 6.8	▲ 5.7	▲ 4.4	▲ 4.0	▲ 4.1	▲ 9.8	▲ 9.2	▲ 11.0	▲ 53.8
上野村	—	4,299	3,551	2,996	2,581	2,309	1,968	1,711	1,586	2,285	1,535	1,306	▲ 17.4	▲ 15.6	▲ 13.9	▲ 10.5	▲ 14.8	▲ 13.1	▲ 7.3	44.1	▲ 32.8	▲ 14.9	▲ 69.6
神流町	万場町、中里村	8,766	7,799	6,878	5,982	5,469	4,746	4,159	3,644	3,210	2,757	2,352	▲ 11.0	▲ 11.8	▲ 13.0	▲ 8.6	▲ 13.2	▲ 12.4	▲ 12.4	▲ 11.9	▲ 14.1	▲ 14.7	▲ 73.2
下仁田町	小坂村、西牧村	7,996	7,219	6,571	6,085	5,690	5,155	5,231	4,514	4,058	3,669	3,162	▲ 9.7	▲ 9.0	▲ 7.4	▲ 6.5	▲ 9.4	1.5	▲ 13.7	▲ 10.1	▲ 9.6	▲ 13.8	▲ 60.5
南牧村	月形村、尾沢村	5,829	4,876	4,224	3,923	3,082	2,620	2,249	1,982	1,722	1,497	1,203	▲ 16.3	▲ 13.4	▲ 7.1	▲ 21.4	▲ 15.0	▲ 14.2	▲ 11.9	▲ 13.1	▲ 13.1	▲ 19.6	▲ 79.4
中之条町	沢田村、六合村	10,716	9,483	8,581	8,148	8,045	7,529	7,140	6,904	6,705	6,219	5,669	▲ 11.5	▲ 9.5	▲ 5.0	▲ 1.3	▲ 6.4	▲ 5.2	▲ 3.3	▲ 2.9	▲ 7.2	▲ 8.8	▲ 47.1
長野原町	—	8,113	7,747	7,342	7,194	7,237	7,063	6,878	7,017	6,939	6,563	6,017	▲ 4.5	▲ 5.2	▲ 2.0	0.6	▲ 2.4	▲ 2.6	2.0	▲ 1.1	▲ 5.4	▲ 8.3	▲ 25.8
嬭恋村	—	15,214	13,775	12,074	10,839	10,737	11,056	10,957	11,135	10,657	10,858	10,183	▲ 9.5	▲ 12.3	▲ 10.2	▲ 0.9	3.0	▲ 0.9	1.6	▲ 4.3	1.9	▲ 6.2	▲ 33.1
高山村	—	4,813	4,364	4,161	4,421	4,788	4,079	4,087	4,088	4,348	4,351	3,911	▲ 9.3	▲ 4.7	6.2	8.3	▲ 14.8	0.2	0.0	6.4	0.1	▲ 10.1	▲ 18.7
東吾妻町	(吾)東村 吾妻町(岩島村、坂上村)	15,987	14,446	13,044	12,422	12,119	11,651	11,025	10,448	9,853	9,134	8,293	▲ 9.6	▲ 9.7	▲ 4.8	▲ 2.4	▲ 3.9	▲ 5.4	▲ 5.2	▲ 5.7	▲ 7.3	▲ 9.2	▲ 48.1
片品村	—	8,491	7,570	6,754	6,228	6,134	6,132	6,109	6,106	5,929	5,478	4,904	▲ 10.8	▲ 10.8	▲ 7.8	▲ 1.5	▲ 0.0	▲ 0.4	▲ 0.0	▲ 2.9	▲ 7.6	▲ 10.5	▲ 42.2
川場村	—	5,046	4,599	4,109	3,822	3,905	4,064	4,085	4,273	4,139	4,179	3,898	▲ 8.9	▲ 10.7	▲ 7.0	2.2	4.1	0.5	4.6	▲ 3.1	1.0	▲ 6.7	▲ 22.8
みなかみ町	水上町、新治村	20,305	21,482	18,115	17,991	17,259	16,493	15,473	14,929	13,834	12,573	11,312	5.8	▲ 15.7	▲ 0.7	▲ 4.1	▲ 4.4	▲ 6.2	▲ 3.5	▲ 7.3	▲ 9.1	▲ 10.0	▲ 44.3
振興山村計		170,714	155,835	139,304	131,460	127,381	120,904	116,063	111,163	106,063	98,765	89,002	▲ 8.7	▲ 10.6	▲ 5.6	▲ 3.1	▲ 5.1	▲ 4.0	▲ 4.2	▲ 4.6	▲ 6.9	▲ 9.9	▲ 47.9
県全体		1,578,476	1,605,584	1,658,909	1,756,480	1,848,562	1,921,259	1,966,265	2,003,540	2,024,852	2,023,996	2,008,068	1.7	3.3	5.9	5.2	3.9	2.3	1.9	1.1	▲ 0.0	▲ 0.8	27.2

資料：国勢調査（H7、H12、H17、H22）及び振興山村基礎調査（山村カード〔S55、S62、H2〕）

表一 2 山村振興対策の施策区分別実績

(単位:千円)

区 分	第一期対策 (昭和41～51年度)			第二期対策 (昭和48～60年度)			第三期対策 (昭和55～平成6年度)			新対策 (平成3～13年度)			第五期対策 (平成11～20年度)			新法計画 (平成17～26年度)			合 計		
	計画額	実績額	構成比	計画額	実績額	構成比	計画額	実績額	構成比	計画額	実績額	構成比	計画額	実績額	構成比	計画額	実績額	構成比	計画額	実績額	構成比
1交通	1,622,600	3,811,723	17.5	8,103,139	10,497,591	12.0	31,924,512	56,160,839	29.0	65,914,000	43,442,876	21.5	28,032,000	9,748,877	20.2	99,477,520	42,517,733	37.5	235,073,771	166,179,639	24.9
2通信	116,035	70,759	0.3	94,000	0	0.0	250,000	274,386	0.1	390,000	40,500	0.0	1,143,155	445,167	0.9	4,221,072	3,269,765	2.9	6,214,262	4,100,577	0.6
3産業の生産基盤	8,987,218	6,804,128	31.2	20,716,473	21,691,830	24.7	39,078,153	44,863,905	23.2	70,307,453	36,537,412	18.1	32,844,912	14,337,528	29.7	24,742,178	16,154,938	14.3	196,676,387	140,389,741	21.1
4産業の経営近代化	896,735	1,123,205	5.2	1,874,981	1,955,655	2.2	2,686,681	2,022,483	1.0	3,915,204	2,232,252	1.1	1,532,000	392,801	0.8	1,198,677	167,941	0.1	12,104,278	7,894,337	1.2
5文教	2,168,636	2,016,019	9.3	5,428,103	3,291,421	3.8	10,837,319	8,003,353	4.1	13,346,353	4,056,778	2.0	7,421,170	2,751,478	5.7	12,123,260	7,973,954	7.0	51,324,841	28,093,003	4.2
6社会生活環境	1,550,446	2,468,843	11.3	5,525,818	7,206,241	8.2	12,152,805	9,662,338	5.0	63,875,180	33,686,197	16.7	24,960,613	7,137,252	14.8	28,987,634	12,225,768	10.8	137,052,496	72,386,639	10.9
7集落整備																60,000		0.0	60,000	0	0.0
8国土保全	5,017,397	4,743,039	21.8	18,397,688	41,318,843	47.1	21,851,373	62,432,899	32.3	87,042,710	67,754,288	33.5	21,897,430	9,572,398	19.8	18,978,710	26,687,380	23.6	173,185,308	212,508,847	31.9
(9観光)	546,155	424,521	1.9	1,607,868	1,551,393	1.8	10,041,169	10,120,119	5.2	25,522,259	14,137,180	7.0						0.0	37,717,451	26,233,213	3.9
9交流													6,342,924	3,424,684	7.1	3,773,282	2,470,442	2.2	10,116,206	5,895,126	0.9
11担い手																116,805	30,768	0.0	116,805	30,768	0.0
12鳥獣被害防止																690,138	617,749	0.5	690,138	617,749	0.1
13その他	225,881	312,517	1.4	118,972	166,627	0.2			0.0	328,595	174,757	0.1	418,620	421,627	0.9	3,005,422	1,203,430	1.1	4,097,490	2,278,958	0.3
総 額	21,131,103	21,774,754	100.0	61,867,042	87,679,601	100.0	128,822,012	193,540,322	100.0	330,641,754	202,062,240	100.0	124,592,824	48,231,812	100.0	197,374,698	113,319,868	100.0	864,429,433	666,608,597	100.0

※平成25年度末時点の実績

山村振興計画樹立状況

【平成27年3月末時点】

市町村名 (19) ※一部山村 (12)	旧町村名 (33)	指定番号	指 定 年 度 (第 一 期) S41-51	第 二 期 樹 立 年 度 S48-60	第 三 期 樹 立 年 度 S55-H6	新計画 樹 立 年 度 H 3-13	第 五 期 樹 立 年 度 H11-20	法律一部 改正後 樹立年度 H17-26
高崎市○	倉淵村(鳥淵村)	第212号	S42	S51	S57	H9	H-	H22
桐生市○	梅田村、飛駒村	第748号	45	54	63	-	-	20
	黒保根村	第535号	44	49	56	4	11	
沼田市○	池田村	第749号	45	54	62	8	13	17
	利根村(榑、榑)	第750号	45	50	56	5	11	
渋川市○	小野上村	第1,181号	47	52	58	7	14	21
藤岡市○	日野村	第997号	46	51	58	-	14	18
	鬼石町(三波川村)	第105号	41	49	57	6	-	
安中市○	松井田町 (坂本町、細野村)	第999号	46	53	59	6	-	23
みどり市○	(勢)東村	第104号	41	48	55	6	13	21
	大間々町(福岡村)	第1,002号	46	52	60	9	-	
上野村	上野村	第25号	40	47	54	3	11	17
神流町	万場町	第359号	43	48	55	3	11	19
	中里村	第998号	46	53	60	7	-	
下仁田町○	小坂村、西牧村	第536号	44	50	56	7	-	21
南牧村○	月形村、尾沢村	第213号	42	49	56	4	12	17
中之条町○	沢田村	第533号	44	50	59	6	13	21
	六合村	第103号	41	47	54	3	12	17
長野原町	長野原町	第1,000号	46	51	57	8	-	22
嬭恋村	嬭恋村	第1,001号	46	51	57	6	-	17
高山村	高山村	第211号	42	47	54	5	-	20
東吾妻町○	(吾)東村	第357号	43	53	61	7	-	21
	吾妻町(榑、坂上村)	第23号	40	48	55	3	-	
片品村	片品村	第358号	43	50	56	5	12	17
川場村	川場村	第534号	44	49	55	3	13	-
みなかみ町○	水上町	第24号	40	48	55	4	14	21
	新治村	第751号	45	52	58	6	11	

※市町村名末尾の「○印」は一部山村であることを示す。
 ※表中の「-」は、山村振興計画が策定されていないことを示す。